

令和6年能登半島地震

被災者のための**無料**法律相談

令和6年1月11日～令和6年12月31日

法テラスでは、令和6年能登半島地震で被災された方を対象に弁護士・司法書士との無料法律相談を実施します。対象の方であれば、全国の法テラスで相談が可能です。

相談内容

生活の再建に必要な法律相談
(不動産問題、金銭問題、相続問題など)

対象

令和6年1月1日(災害発生時)に、災害救助法が適用された市町村に住所、居所、営業所などがあった方であれば、どなたでもご利用いただけます。(※法人を除く)

災害救助法の適用地域は、内閣府防災情報のページの「災害救助法の適用状況」をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html



相談方法 相談場所

面談もしくは電話等相談(※面談の場合、法テラスの事務所、契約弁護士・司法書士の事務所、弁護士・司法書士会法律相談センターなどで相談が可能です。)※同一問題につき3回まで利用できます。

予約・お問合せ

法テラス災害ダイヤル

おなやみレスキュー

☎ **0120-078309** (相談予約:平日9時～17時
お問合せ:平日9時～21時、土曜9時～17時)

📱 Web予約:法テラスホームページをご確認ください



暴力、性被害、DV、児童虐待などの被害でお困りの方は

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

法テラス犯罪被害者支援
専用Webページ

なくことないよ

☎ **0120-079714** (お問合せ:平日9時～21時、土曜9時～17時)

